

## 第5回 議会基本条例検証委員会 会議要旨

開催日：令和2年8月18日（火曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：宮崎座長（自由民主党）

本田委員（公明党）

奥村委員（ハートフル北九州）

戸町委員（自民の会）

藤沢委員（日本共産党）

【以下オブザーバー参加】

讃井議員（ふくおかネット）

議題：

- 1 第4回検証委員会の協議結果について（確認）
  - 2 パブリックコメント（市民意見提出手続）の実施結果等について
  - 3 その他
- 

主な意見など

### 1 第4回検証委員会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1により、説明。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

### 2 パブリックコメント（市民意見提出手続）の実施結果等について

【事務局説明】

※資料2-1、2-2により、説明。

【座長】

- ・事務局の説明を踏まえ、提出していただいたご意見に対する「市議会の考え方」について、意見などないか。

【藤沢委員】

- ・これまで本委員会で多方面にわたり議論し、いろいろと目配りをしてきたと思っていたが、いただいたご意見を拝見すると「我々が気付かなかったことがあるな」と改めて思った。何年後かの見直しの際には、今回いただいた意見も是非参考にして欲しい。

- ・「市議会の考え方」の案について、内容はこれでよいと思う。しかし、文中にいくつか「いただいた御意見は今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます」とあるが、「今後の参考」とは「本条例の改正についての参考とする」のか、それとも「条例の改正は不要だが、議会運用上の改善すべき問題として参考とする」のか、整理が必要である。私は、「議会基本条例は原案のとおりでよいと思うが、議会の運用上はまだ改善の余地がある」と思う。しかし、「運用上の改善の余地があるからといって、条例を改正しなければならない」ということでもない。
- ・ご意見N o の11番や12番、13番は、運用上の改善すべき問題であると思う。13番の「女性議員を増やす」ということは、世界的なジェンダーや平等のレベルからすると日本は下の方の順位にあるから、「こうした議会の基本的な条例に盛り込むべきだ」という意見はあってしかるべきであるため、今後の条例改正に向けた課題として参考にはあり得るだろうと思う。
- ・ご意見の内容によって議会運営委員会や常任委員会など、それぞれ運営していく中で整理していくことが必要だと思う。

#### 【座長】

- ・今回、パブリックコメントにおいて14件のご意見をいただいた中で、7番までは条例改正案の内容に直接関係があるもの、8番からは条例改正案以外のものと考え、まず二つに分類させていただいた。
- ・8番以降は議会運用上の問題として、議会運営委員会等の場で議論する余地があるかもしれない。こうしたご意見をいただいたことで、必ず条例を改正しなければならない訳ではないが、こうしたご意見をいただいたということは、しっかりと議会として受け止め、その場その場で判断いただければと思う。
- ・1番から7番までは当委員会の条例改正案に対する意見であるが、内容を拝見すると、いずれも文言の解釈についてのご意見であると思われる。意図しているところは既定の条文も同じであると考え。ご意見の趣旨は「言葉が足りない」や「もう少し具体的な内容を書いて欲しい」などであると思う。
- ・議決後は改正箇所についての解説を作成する予定であるため、「必要に応じて解説において詳しく補足する」という考えで、「条例案としては原案どおりとする」ということを、パブリックコメントでいただいた市民意見に対する回答としてはどうか、というのが今回の大まかな趣旨である。

#### 【本田委員】

- ・私もその意見に賛成である。市民の皆様からいただいた貴重な意見の内容を見ると、我々もいろいろと議論しており、いただいたご意見の文言そのものではないところもあるけれど、同じことを議論してきたと思う。そういう意味では、解説の方でしっかりと補足していただければ、今回の改正案は原案のままでも、市民の皆様にご理解していただけるのではないかと思う。
- ・その他の意見については、議会運営委員会や常任委員会の進め方について市民の皆様にご意見を聴く機会がなかなかないから、今回は非常によい機会であったと思う。これらのご意見に関しては、しかるべき場で議論していけばよいのではないかと思う。

### 【戸町委員】

- ・ 其他のご意見について、どのように取り扱うか。私としては9番のご意見については、ごもっともな内容であると思う。せっかく来ていただいた陳情者に対し、椅子や机を必要とされている場合に用意できるものであれば、用意するべきだと思う。しかし、これは本委員会では議論する内容ではないため、どこかの場で議論してもらいたいと思う。

### 【事務局説明】

- ・ 担当部署を通じて常任委員会や運営会議等に、ご意見をしっかりと届けたい。

### 【座長】

- ・ 本委員会の座長としては、条例改正に対してのご意見は我々が議論すべきであるし、其他のご意見は議会運営委員会や各常任委員会等において議論するよう、それぞれに所属する議員が提案してはどうかと考える。

### 【戸町委員】

- ・ どのような形でもよいが、せっかく提出していただいたご意見であるため、しかるべき場で議論した方がよいと思う。いただいたご意見は当然ながら、今後会派等を通じて全議員に周知されるはずであるから、事務局が主導するより、各議員がそれぞれの場で提案し議論することが本来の姿であると思う。

### 【戸町委員】

- ・ 13番のご意見に、「法令に基づき」とあるが、議員の男女比率を定めた法令はあるのか。

### 【藤沢委員】

- ・ 各政党が候補者を擁立する際の努力義務を定めた法令はある。法律が制定されたので地方でも同様に、政党等に対し「努力するように」という規定を本条例に追加して欲しい、とのご意見であると思うが、議会基本条例において議論すべきかということについても議論が必要である。  
今後の参考として、いずれかの場で検討してもらえば良いと思う。

### 【事務局説明】

- ・ 議会基本条例は、議会活動、議員活動に関する条例であり、ご意見の内容は議員の選挙に関することであるため、本条例において議論する内容ではないと考える。また、市議会として国会や国等に措置を要求する方法としては意見書の提出等があるため、法律に関することに対して市議会が全く活動できないわけではなく、議論の余地はあるものとする。

#### 【奥村委員】

- ・ 6 番のご意見に対する「市議会の考え方」について、議案の賛否を市議会だよりに掲載するかどうかは議論がまとまっていない状況だが、現在、市議会だより編集委員会において、より見やすい紙面づくりに向け改善を重ねている最中であるため、その旨を記載した方がよいのではないかと。現在、掲載すべき様々な情報がある中で、編集委員会が一生懸命考えて取り組んでいることをお伝えした方がよい。

#### 【藤沢委員】

- ・ 議会基本条例が本市議会の最上位の条例であると考えれば、本件に関しただいた議会運用上の改善点は、ぜひ各担当の場に展開し議論をさらに深め、改善に導いていただきたいと思います。

#### 【座長】

- ・ 「市議会の考え方」について奥村委員からいただいた、6 番のご意見に対する考え方の記載内容については修正すべきと考えるので、本日の意見を踏まえ事務局に修正させたいと思う。
- ・ 例えば、6 番のご意見は「議会報告」に関する意見には近いが、「改正案に対する意見」として分類するのか、「その他意見」として分類するか、というのも修正の一つであると思う。そういう点も踏まえ、委員の意見を確認したいと思うがいかがか。

#### 【戸町委員】

- ・ 「市議会の考え方」は基本的に、原案の内容でよいと思う。ただ、「議会において情報を共有し、今後のさらなる改善に向けた参考とさせていただきます」とすれば、本市議会が当然に「議員も皆知っている。こういう問題点があるということ」を理解し、今後のさらなる改善に向けて参考とする」という状態にあることが、ご意見をいただいた方に伝わりやすいと思うため、「共有」という文言を追加した方がよいのではないかと。いただいたご意見を、ないがしろにだけは絶対にするべきではないと思う。

#### 【座長】

- ・ 奥村委員、戸町委員の修正意見についていかがか。(全員了承)
- ・ 意見の分類は原案どおりでよいか。(全員了承)
- ・ 「市民意見の概要」と「市議会の考え方」については、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、記載内容を修正した後、再度確認していただいたうえで市議会のホームページなどで公表したい。

#### 【座長】

- ・ 今回提出いただいたご意見はいずれも貴重な内容ではあるが、条例改正案を変更するまでには至っていないと考えるので、当検証委員会作成の原案どおりとすることでいかがか。(全員了承)

**【事務局説明】**

※資料（新旧対照表）により、説明

**【座長】**

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

**3 その他**

**【座長】**

・今後は、本年9月定例会に条例改正議案を提出し、可決された場合には定例会の会期中に、条例改正内容についての、全議員を対象とした説明会を行いたいと考えている。